

随意契約理由書及び比較見積省略理由書

工事名：一般国道（新）371号 府県間トンネル坑門等整備工事

本工事は、一般国道（新）371号石仏バイパス事業として過年度施工した大阪・和歌山を結ぶ府県間トンネルのうち、大阪側で残工事となっている坑門を含めたトンネルの整備と、それに関連した付帯工事を行うものである。

本工事で整備するトンネルは、別途工事として現に契約履行中の道路改良工事（3工区）（以下、「3工区」という。）において既に施工したトンネルと同程度の断面規模であることから、3工区で使用したスライドセントル（トンネル内空を覆うコンクリートを施工するための移動式型枠）を流用することで、新たな製作が不要となるなど、経済的に有利となる。

また本工事は3工区の切土法面工や路体工等と重複、錯綜しており、3工区の契約業者に施工させた場合、経費の節減に加え、工期の短縮、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保する上で有利と認められる。

このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により、3工区を現に契約履行中の株式会社森本組と随意契約を締結したい。なお財務規則第62条及び同運用第62条関係第2項第1号により比較見積書を省略する。